

第5回東大本番レベル模試 採点基準・採点例

第一問（40点満点）

■採点の原則

- ①全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ②漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けについては、一つごとに1点減点する。

問一

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

基準 配点8点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 3点

B 3点

C 2点

仮象を現実として信じる信仰や、仮象を虚構として退ける知識に対して、芸術は仮象を虚構と知りつつあえてそれを現実と見なして楽しむ点。

■採点方法…各要素単独採点

ただし、「信仰と知識の中間に芸術がある」という内容になっていない場合、具体的には「仮象の捉え方を軸とした三者の違い」の説明になっていない場合、0点。
 （採点例②・③参照）

■要素A 「仮象を現実として信じる信仰」…3点

- ・「信仰」の説明に当たる要素。
- ・3段落の「幼い子供は、物語を聞かされると、その話が本当だと思ひ込み、主人公と自分を同一視し、主人公とともに泣いたり、怒ったりする」、4段落の「歴史的にも、人類が神話の世界に生きていた時代には、話の世界は現実として信じられていた」に対応する。
- 「信仰は仮象を本物と信じ」○3点
- △「現実と信じる」要素がない場合△1点
- ・ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

■要素B 「仮象を虚構として退ける知識」…3点

- ・「知識」の説明に当たる要素。
- ・3段落の「が、やがて話が嘘であると知ってがっかりする」、4段落の「知識と合理的判断によるいわゆる「批判の時代」は、ずっと後になって訪れたのであった」に対応する。
- 「知識は合理的判断によって仮象を排する」も可。

・ ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

■要素C 「芸術は仮象を虚構と知りつつあえてそれを現実と見なして楽しむ」…2点

・ 「芸術」の説明に当たる要素。

・ 2段落の「「遊び」は「本気」と違って、何かになったつもりを楽しむものである。戦争ごっこや鬼ごっこは、自分が実はそうではないと知りつつ、遊びのルールに従って、兵隊の役を演じ、鬼になるのである」、3段落の「ところが次の段階では、(物語||仮象が)嘘であることを知りつつ、空想の楽しみに耽けり、以前にもまして物語を愛するようになる」、傍線部アの「芸術には仮象を現実であるかのように感じる遊びの楽しさが、多かれ少なかれ含まれている」に対応する。
△「芸術」||「遊び」||「何かになったつもりを楽しむもの」の要素がない場合、△1点
・ ほぼ同等の説明内容と判断できれば加点してよい。

■要素D…文末表現は「……点。」という形が原則。「……こと。」も可。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問二

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

基準 配点8点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 2点

B 3点

C 3点

芸術作品の美しさは 描かれる対象の性質に依拠するのではなく、対象を感受した芸術家の個性と腕前によって生み出されるものだから。

■採点方法…各要素単独採点

■要素A「芸術作品の美しさは」…2点

- ・解答の主語にあたる要素。
- ・設問に対する適切な理由を構成する文章の主語であると判断できれば加点してよい。

■要素B「描かれる対象の性質に依拠するのではなく」…3点

- ・傍線部の2文前の「われわれが作品を賞め、愛するのは、「美しい自然」を賞めているではなく、滅の振動を賞めているのでもない」に対応する要素。
- 「題材によるのではなく」も可。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素C「対象を感受した芸術家の個性と腕前によって生み出されるもの」…3点

- ・傍線部の直接的な理由に当たる要素。
- 「芸術家の感受性や知的・情的な深さが顕れる」も可。
- △「芸術家が主観を表現すること」は△1点
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素D…文末表現は「……から。」「……ため。」「……ので。」「……という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問三

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

基準 配点8点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 2点

B 2点

単なる個人的自己の感情の表出にとどまらず、作品のうちにより深い自己を見出し、

C 4点

個人を超えた普遍的なものに迫ろうとする姿勢。

■採点方法…各要素単独採点

■要素A「単なる個人的自己の感情の表出にとどまらず」…2点

- ・感情の表出と芸術との相違を説明する要素。
- ・傍線部ウを含む段落の「したがって芸術の創造は自己表現ではあるが、それは単なる個人的自己の感情の表出ではなく」に対応する要素。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。
- ・「単なるくではなく」という *not only A but also B* の形になっていない場合、△1点。
- △「個人的自己の感情の表出ではなく」は△1点

■要素B「作品のうちにより深い自己を見出し」…2点

- ・傍線部の説明①。
- ・傍線部ウを含む段落の「作品のなかに、芸術家が自己の主観性・創造性・存在性を明らかにしようとする自己追求の面が強い」「特にヨーロッパの芸術観は、人間の自己と芸術とを対立させ、作品のうちにより深い自己を見出す」とする「主観的」傾向がある」に対応する要素。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素C「個人を超えた普遍的なものに迫ろうとする姿勢」…4点

- ・傍線部の説明②。
- ・傍線部ウの直前の「この表現（自己表現）によって、自己を人間の実存にとどかせ、より深い、超個人的自己のなかへ埋没してゆこうとする」及び傍線部直後の「これが主観の客観化といわれるものであり」に対応する要素。
- ・「超個人的自己のなかへ埋没」、「主観の客観化」とは個人的自己の追求が個人的自己を突き破り、万人に通ずる客観的・普遍的なものに到達することを意味する。そのような意味合いが答案に現れていると判断できれば加点してよい。ただし、「超個人的自己」「主観の客観化」といった本文中の表現をそのまま使っている場合、△2点。

■要素D…文末表現は「……姿勢。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問四

■形式上の不備

- ・ 字数が一〇〇字に満たない場合、加点なし。
- ・ 文末表現は要素F参照

基準 配点 13 点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 2 点

B 2 点

C 3 点

芸術とは芸術家の主観的な感情の表現であり、芸術における表現の形式は、自分の

D 3 点

未分化な感情に秩序を与えて統制し具体化し、その感情を効果的に高め持続させる

E 3 点

ことで、自己表現を、自己を超えた普遍的な芸術作品へと昇華させる重要な役割を

果たすということ。(120字)

■採点方法…各要素単独採点。

■要素A 「芸術とは芸術家の主観的な感情の表現」…2点

- ・ 傍線部の説明の前提となる芸術の定義の説明。
- ・ 「芸術とは芸術家の主観を表現するものである」(九段落)に対応する要素。
- ・ ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は加点してよい。

■要素B 「芸術における表現の形式は」…2点

- ・ 傍線部の主語「芸術におけるかたち(フォルム)は」の言い換えとなる要素。
- ・ 本文の表現そのままでもよい。

■要素C 「自分の未分化な感情に秩序を与えて統制し具体化し」…3点

- ・ 「芸術におけるかたち(フォルム)の働きの説明①。
- ・ 「喜びや苦しみを高め、確固としたものに具体化するものは、知的な働きによるのである。芸術家は、自分の未分化な、曖昧な、動揺する感情に特定のかたちを与え、統制し、具体化することによって、はじめてそれとわかるものにし、……」(十四段落)に対応する要素。

- 「己の未分化で動揺する感情を確固としたものへ統制し具体化する知的な働きが必要であり」も可。
- ・ ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素D 「その感情を効果的に高め持続させることで」…3点

- ・ 「芸術におけるかたち(フォルム)の働きの説明②。

- ・「ものの美しさとは、いつてみればこの知的な働きによるものそれ自身の強調であり、高まりである」(十五段落) に対応する要素。
- 「その感情を強調すること」も可。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよい。

■要素E 「自己表現を、自己を超えた普遍的な芸術作品へと昇華させる重要な役割を果たす」…3点

- ・傍線部の「このように芸術作品を芸術たらしめる重要な働きをになっている」の言い換えとなる要素。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できれば加点してよいが、「芸術作品が単なる自己表現を超えたものである」ことへの言及がない場合、加点なし。

■要素F…文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問五

漢字の書き取り

各1点×3

a 恣意

b 欺(き)

c 洞察

(二) 文科ア・理科ア 傍線部を現代語訳せよ。

- 問題 10ページ、1行目の傍線部 文科ア・理科ア を現代語訳する問題。
- 文末表現 ↓ 要素Bに準ずる。
- ・句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【3点】

■ 傍線部

A1 道士の言ひことにつきて、 **B2** 仏記を失はれけり。

■ 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A1 道士の言ひことを信じて、 **B2** 仏の教えをお捨てになった。

- 採点方法 各要素単独採点。
- 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】道士の言ひことを信じて、

◇「道士を信じて」の意が読み取れなければ、要素A加点なし。

※「道士」同意例 ○ 道教を修めた者・神仙の術を使う者（本文の「道士」の注）

※「の言ひこと」はなくてもよく、「言葉・言・教え」などでもよい。

※「信じて」同意例 ○ 傾倒して・従って等

× 聞いて・関して・〜について・付いて・尽くして等

採点冊_採点

要素B【2点】仏の教えをお捨てになった。

◇「仏の教えを捨てた」の意があれば【1点】。これが読み取れなければ、要素B加点なし。

◇右の意がある上で、尊敬の意（|| おうになる・ゝなさる・ゝれる・ゝられる）があれば【2点】。

※「仏の教え」同意例 ○ 仏記・仏（仏教）への帰依・仏（仏教）を信じてること等

※「捨てた」同意例 ○ 失う・やめる・見失う・信仰しない・信じない・学ばない等

※過去の意（|| した）がない場合は、全体から【マイナス1点】。

○「忘れた・帰依をやめた」

(二) 文科ウ・理科イ 傍線部を現代語訳せよ。

- 問題 10ページ、5行目の傍線部 文科ウ・理科イを現代語訳する問題。
- 文末表現 ↓ 要素^Bに準ずる。
- ・ 句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【3点】

■ 傍線部

A1心猛^{たけ}く、B2ばかり^{たけ}に賢^{けい}じ。

■ 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A1気性が勇猛で、B2計略をめぐらすことに長けていた。

■ 採点方法 各要素単独採点。

■ 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】気性が勇猛で、

◇「勇猛で」の意が読み取れなければ、要素A加^た点なし。

※「気性が・性格が・心が・気持ちが」等は、これらがなくても意味が通ればなくてもよい。

「気が強く」などとなっている場合は「気が」がないと意味が変わるのでなくてはならない。

※「勇猛で」同意例 ○勇ましく・勇敢で・猛々しく・荒々しく・気が強く・強気で・気丈で・獯猛で
等

要素B【2点】計略をめぐらすことに長けていた。

◇「計略をめぐらすこと」に長けている「、または「策略家である」の意が読み取れば【2点】。

※「計略」同意例 ○策略・謀略・策・権謀術数等 ○「策を謀る」

※「長けている」同意例 ○優れている・賢く行う・智恵が働く等

※「計略」の意と「長けている」の意のつながりがスムーズでない場合は全体から【マイナス1点】。

例 計略が賢い【1点】

※「策略家」同意例 ○策士等

※「計略をめぐらすこと・策略」の意がなく、「賢い・優れている・知恵が働く」等がある場合は、

【1点】。△「^{賢い}賢い」1点

(一) 文工・理科ウ 傍線部を現代語訳せよ。

■ 問題 10ページ、14行目の傍線部 文工・理科ウ を現代語訳する問題。

■ 文末表現 ↓ 要素C に準ずる。

・句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【3点】

■ 傍線部

A1 仰せにしたがひて B1 参らするに、 C1 帝、あき給はず。

■ 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A1 御命令に従って B1 献上するが、 C1 皇帝は、満足なさらない。

■ 採点方法 各要素単独採点。

■ 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】御命令に従って

◇「御命令に従って」の意が読み取れなければ、要素A加点なし。

※尊敬の意が読み取れない場合は要素A加点なし。

※「御命令」同意例 ○「命令・お言葉・勅命・おっしゃること・帝の命・徽宗の仰せ等

×命令・言葉・仰せ

※「仰せ」（本文のまま）は、「帝の皇帝の徽宗の」が付いていればよしとする。

要素B【1点】献上するが、

◇「献上する・差し上げる」の意が読み取れなければ、要素B加点なし。

※「金を」の有無は不問。

※「参上する・参らせる」などは×。

※「が」は「けれども・もの・ところ」等でもよい。

※過去（しつた）の意の有無は不問。

要素C【1点】皇帝は、満足なさらない。

◇「皇帝は、満足なさらない」の意が読み取れなければ、要素C加点なし。

※「皇帝」同意例 ○帝・徽宗

※尊敬の意（しおくなる・なさる・くれる・られる）がない場合は×。

※「満足しない」同意例 ○飽き足らない・飽くことがない

×飽きない

※過去（しつた）の意の有無は不問。

文科(二)・「文科のみ」

「商人、おぼえず帝に近づき奉りて」(傍線部イ×)とあるが、なぜそのような状況になったのか、説明せよ。

■ 問題

10ページ、3行目の傍線部イ「商人、おぼえず帝に近づき奉りて(Ⅱ商人は、思いがけず皇帝に近づき申し上げて)」について、なぜそのような状況になったのか、理由を説明する問題。

- 文末表現 「ため・から・ので」が望ましいが、理由説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。
- ・ 句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【5点】

- 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A2 財宝を好む **A1** 皇帝が、 **B3** 商人を王宮に入れて商売させたため。

- 採点方法 各要素単独採点

- 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】 皇帝が

※要素Bも要素Cも【0点】の場合は得点できない。

※「皇帝」同意例 ○帝・徽宗 この意味は解答全体から読み取ればよい。

要素B【1点】 財宝を好む

◇「財宝を好み」の意が読み取れれば【1点】。

※「財宝」同意例 ○宝・金・利益・利潤・もうけ・金儲け・欲 等

※「好み」同意例 ○求め・追求し・ほしがり・重んじ・夢中になり・期待し・目がなく・目がくらみ・夢中になり・(欲が)深く 等

要素C【3点】 商人を王宮に入れて商売させたため。

◇「商売させた」の意が読み取れれば【1点】。

※「商売させた」同意例 ○売り買いさせた

※「商人に・財宝を」等の有無は不問。

◇右の【1点】がある上で、「王宮に入れて」の意も読み取れれば【3点】。

※「王宮に入れて」同意例 ○王宮に招いて・王宮で・宮殿内で 等

「今作れる道よりちがひて、王城に乱れ入りて」(傍線部オエ)とあるが、この作戦のために大金の王があらかじめ施していた策はどのようなものであったか、説明せよ。

■ 問題

11ページ、3〜4行目の 文科オ・理科エの「今作れる道よりちがひて、王城に乱れ入りて、(＝新たに作っておいた間道を通じて皇帝の兵とは行き違ふようにして、王城に乱入して、)」について、この作戦のために大金の王があらかじめ施していた策はどのようなものであったかを説明する問題。

- 文末表現 「もの」などが望ましいが、「どのようなものであったか」の説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。
- ・ 句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【5点】

- 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A3 皇帝に献上する金を掘ることを口実に、**B2** 密かに都への間道を作っておいた。

- 採点方法 各要素単独採点。

- 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【3点】 皇帝に献上する金を掘ることを口実に、

- ① 「金を掘る」の意が読み取れなければ、**要素A** 加点なし。この意があれば【1点】。

※ 「金を掘る」同意例 ○金の採掘・埋蔵金の発掘・埋蔵金を探す等

◇ ①の【1点】がある上で「皇帝」と関連付けされていたら【プラス1点】

※ 「皇帝」同意例 ○帝・徽宗

◇ ①の【1点】がある上で「口実に」の意があれば【プラス1点】

※ 「口実に」同意例 ○見せかけて・名目で・仕向けて等 皇帝を欺く意があればよい

- ② ①の意がなく、「金」が埋まっていると嘘をつき「の意がある場合は【1点】」。

※ 「嘘をつき」同意例 ○偽り・だまし *嘘であることを明示していなければ×*

※ この場合「皇帝を」の意の有無は不問。 *×「金が埋まっていると帝に伝え」は×*

要素B【2点】 密かに都への間道を作っておいた。

- ◇ 「道を作った」の意が読み取れなければ、**要素B** 加点なし。この意があれば【1点】。

※ 「道を作った」同意例 ○道を整備した・間道を作った・新道を開いた・道を大きくした

山を切り開いて道を作った等 ○「険しい道を通りやすい道にかえる」も○

◇ 右の【1点】がある上で、その道が「都・北宋」に通ずるものと分かれば【2点】。

◇ 「皇帝に道を作らせる」の意になっている場合は全体から【マイナス1点】。

例 帝に都への道を作らせる 【1点】 帝に道を作らせる 【0点】

「この時、勢ひまさりて、え討ちしたがへず。」(傍線部力×)を、主語を明らかにして現代語訳せよ。

■ 問題

11ページ、6行目の傍線部力「この時、勢ひまさりて、え討ちしたがへず。(Ⅱこの時には、大金はさらに国の勢ひがまさっていて、皇帝軍は大金を討伐することができなかった。)」を現代語訳する問題。

■ 文末表現 ↓ 要素Cに準ずる。

・ 句読点の有無は不問。

■ 基準 配点【5点】

■ 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A1 高宗の時、**B1** 大金は勢ひが盛んで、**C3** 北宋は大金を討伐することができない。

■ 採点方法 各要素単独採点。

■ 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】高宗の時、

◇「高宗の時」の意が読み取れなければ、要素A加点なし。

※「高宗」同意例 ○御子

×徽宗・欽宗・弟・新帝・戦争・戦乱・この

※「時」同意例 ○代・時代・世等

要素B【1点】大金は勢ひが盛んで、

◇「大金は勢ひが盛んで」の意が読み取れなければ、要素B加点なし。

※「大金」同意例 ○金

×北宋

※「勢ひが盛んで」同意例 ○勢ひが勝って・国力が強まり ○「勢力は増強して」

※「北宋よりも」の意の有無は不問。

要素C【3点】北宋は大金を討伐することができない。

1 「討伐できない」(不可能の意を含む)の意が読み取れなければ、要素C加点なし。
これができていれば【1点】。

※「討伐できない」同意例 ○倒せない・従えられない・討てない等

◇ **1** の意がある上で「北宋は」の意もあれば【プラス1点】

※「北宋」同意例 ○高宗・皇帝・帝・御子

◇ **1** の意がある上で「大金を」の意もあれば【プラス1点】

※要素Bができている場合は「大金を」の意があるものと考えてよい」とする。

※「大金」同意例 ○金

「王宮のありさま、昔にかはりて、あさましくなれり」(傍線部キオ)とはどういふことか、そう言った理由もわかるように説明せよ。

■ 問題

11ページ、10行目の傍線部 文科キ・理科オ「王宮のありさま、昔にかはりて、あさましくなれり」(王宮の様子も、昔とは変わって、あきれるほどに殺伐としたものになってしまったとかいふこと)である。「こについて、どういふことを、そう言った理由もわかるように」、説明する問題。

- 文末表現 「こと」が望ましいが、「どういふことか」の説明として成立していれば、それ以外の文末表現でもよしとする。
- ・ 句読点の抜けは不問。

■ 基準 配点【6点】

- 模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A3 戦乱で武人が重用されたため、**B3** 王宮が殺伐として優雅さを失ったということ。

- 採点方法 各要素単独採点。
- 字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【3点】戦乱で武人が重用されたため、

◇「戦乱で」の意が読み取れば【1点】。

※「戦乱」同意例 ○戦争・乱世・戦時下等

◇「武人が重用された」の意が読み取れば【2点】。

※「武人」同意例 ○武家・武士

※「重用する」同意例 ○重んじる・尊重する・取り立てる・大事にする・増える 等

※「武人」の意がなく「武力・武道・武勇」等がある場合は【1点】。

◇「大金に負け・国力が落ち・山中に住み」等の有無は不問。

×「強い者がのさばるようになり」は×

要素B【3点】王宮が殺伐として優雅さを失ったということ。

①「王宮が優雅さを失った」の意が読み取れば【3点】。

※「優雅さを失った」同意例 ○華やかでなくなった・雅さが消えた・品が失われた・麗しさが減った等

○ 殺伐としている・粗野だ・粗雑だ・がさつだ・地味だ 等

② ①の具体的な意がなく「あきれた状態になった・ひどくなった」等、程度の甚だしさの意のみがある場合は【1点】

◇ ①・②の「王宮が」の意がない場合は【マイナス1点】。

※「胡人(蛮族・庶民等)の服を着ている・馬に乗っている」は①・②の意がある場合は不問。ただし、①・②の意がない場合に限り【1点】与える。この場合「王宮」の有無は不問。

第三問（40点満点）

問一

a

基準 配点2点

■模範解答

2点

揚州の知事であった。（揚州を治めていた）

※読み方は「揚州に知（ち）たり」あるいは「揚州を知る」

採点例

○2点

「揚州の知事であった」

「揚州の長官であった」

「揚州を治めていた」

「揚州を統治していた」

※過去形にしていなくても可

×0点

「揚州を知っていた」

「揚州を領地としていた」

「揚州を領有していた」

b

基準 配点2点

■模範解答

1点 1点

翌日 酒宴を開いて

※「翌日」…1点

「翌日」

「次の日」

「あくる日」

×0点

「明日（あす）」

「別の日」

「他日」

※「酒宴を開いて」…1点

○1点

「酒宴を開いて」

「宴会を催して」

「酒席を設けて」

「宴席を設けて」

「酒を用意して」

×0点

「酒を置いて」

※下へつながる訳になっていないもの（言い切っているもの）は×

C (理科はd)

基準 配点2点

■模範解答

1点 1点

将来 有望な人物

※「将来」…1点

○1点

「将来(が)」

「先(々)が」

「行く末(が)」

「いずれ(出世する)」

「いつか(出世する)」

「遠い将来」

「近い将来」

×0点

「深遠な」

「遠大な」

※「有望な人物」…1点

○1点

「有望(な人物)」

「有用(な人材)」

「出世するであろう人物」

「大器」

×0点

「器(うつわ)」のまま

「器量」

「才能」

問二 文科のみ

基準 配点10点

■模範解答

A 2点

「たかだか一属官の職を得て、

B 2点
封書に「新圃田従事」などと記すような軽薄さでは、

C 2点

D 2点

志はそこで満たされていて、

E 2点
先の見込みがない人物であるから。

※A～Eの順番は問わない。

A 「たかだか一属官の職を得て」のポイント…2点

○2点

「たかだか（一）属官の職を得て」

「たかが（一）属官の地位について」

「一属官の職を得たくらいで」

「下級役人になったくらいで」

△1点

「一属官の職を得て」

「下級役人になって」

「属官の地位を得て」

※「一」にある「小官」の意味合いがないものは△1点

B 「封書に「新圃田従事」などと記すような軽薄さでは」…2点

※「封書」に「新圃田従事」と記したことがあれば○

※「封書に（詩を封するにあたって）「がないものは△1点
ただし「詩を送るにあたって」のようになっていれば○。

○2点

「封書に新圃田従事と記す（ような）」

「封書のおもてに新圃田従事と書く（ような）」

「封書に新任の鄭州推官と記す（ような）」

「封するのに圃田従事と称してある（のを見て）」

C 軽薄さでは…2点

○2点

「軽薄さ（では）」

「軽率さ（では）」

「軽々しさ（では）」

△1点

※「軽脱」を、何らかの内容を類推して訳していれば△1点
「」（と）得意気に（記す）」
「いかげんさ」
「ダメさ加減」

D 「志はそこで満たされていて」…2点
○2点

「志は一属官の地位で満たされており」
「今の地位（官職）に満足していて」
「下級役になれただけで満足していて」

E 「先の見込みがない人物である」…2点
○2点

「先の見込みのない人物である（と思った）」
「期待を裏切られた」
「大志を抱いていない小人物と思った」
「一地方官止まり（の人物）である」でも○2点
「属官で終わる（人物）であろう」

※文末の「〜から」「〜ので」は不問とする。

※「〜のようであってほしい」「〜のようであってほしくない」のような内容ではない。

問三 理科は(二)

基準 配点7点

■模範解答

A 2点

盛公が最初手厚く遇してくれたのに、

B 5点

突然冷たくされる理由がわからないこと。

A 「盛公が最初手厚く遇してくれた」…2点

※「盛公が(盛文肅が)」の明示がAにもBにもないものは全体から1点減点
○2点

「盛公が最初手厚く遇してくれたのに」

「盛公がはじめは厚遇してくれたのに」

「盛文肅から特別待遇をうけたのに」

「盛公がはじめは宴まで開いてくれたのに」

「盛公がはじめは期待をかけてくれていながら」

① 3点

② 2点

B 「突然冷たくされる」理由がわからないこと…5点

B ① 「突然冷たくされる」…3点

B ② 「理由がわからない」…2点

B ① 「突然冷たくされる」…3点

○3点

「突然冷たくされる(された)」

「急に冷淡な対応に変わった」

「封もあけずに詩を返された」

「二度と会ってもくれなくなつた」

「詩も返され、面会も拒まれた」

×0点

※「読まずに捨てた」のように事実と異なるものは×

B ② 「理由がわからない」…2点

「理由がわからないこと」

「わけを知りたいということ」

「どうして…なのかということ」

「〜に困惑していること」

※文末は「〜こと」であって、「〜ので」「〜から」ではない。「〜ので」「〜から」にしているものは、減点1点とする。

問四 理科は(三)

基準 配点7点

■模範解答

A 2点

B 1点

C 4点

有章が、盛公の言ったとおり 地方の属官以上に出世しないであろうこと。

A 「有章が」…2点

○2点

「有章が」

「夏有章が」

※この主体が違っていると、Bの要素も当然違うはずであるから全体×0点

B 「盛公の言ったとおり」…1点

○1点

「盛公の予言どおり」

「盛公の言うように」

「盛公の判断どおり」

C 「地方の属官以上に出世しないであろうこと」…4点

○4点

「地方の属官以上に出世しないであろうこと」

「必ずこの鄭州の推官に止まるだろうこと」

「現在の役職のままであろうこと」

「現在の下級役人の地位から昇進しないこと」

「これ以上出世しないだろうこと」

「今以上の官職にはつけないこと」

第四問（20点満点）

■採点の原則

- ①全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ②漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けについては、一つごとに1点減点する。

問一

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

基準 配点5点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 2点

芸術鑑賞は、鑑賞者が各自の心の中に作品を創造する行為なので、一つの作品の受

B 2点

C 1点

けとり方は無数にあり、またそれは変貌し続けるということ。

■採点方法…各要素単独採点

■要素A「芸術鑑賞は、鑑賞者が各自の心の中に作品を創造する行為なので」…2点

- ・傍線部の理由の説明。
- ・6段落「芸術創造と鑑賞というものは、かならずしも別のことがらではない」、7～8段落「じつはあなたの見たいとのぞんでいるものを、心の中にみつめている…それはあなたのイメージーションによって、自分が創りあげた画面です」に対応する要素。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は表現の異同を問わず広く加決してよい。

■要素B「一つの作品の受けとり方は無数にあり」…2点

- ・傍線部の説明①。
- ・8～9段落の内容に対応する要素。
- 「絵は一枚であっても、見え方は見る人によってさまざまで、見る人の数だけ無数の作品になる」も可。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は表現の異同を問わず広く加決してよい。

■要素C「またそれは変貌し続ける」…1点

- ・傍線部の説明②。
- ・9段落「さらにそれは、心の中でその精神の力によってつねに変貌し創られつつあるのです」に対応する要素。
- ・同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素D…文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問二

■形式上の不備

- ・文末表現は要素C参照

基準 配点5点

■模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。
A3点

B2点

作品の美しさはそれを美しいと感じる鑑賞者によって創造されるが、ゴッホ存命中は彼の絵を美しいと感じる鑑賞者はいなかったということ。

■採点方法…各要素単独採点

■要素A「作品の美しさはそれを美しいと感じる鑑賞者によって創造される」…3点

- ・傍線部の理由の説明。
- ・4〜10段落の中で、言葉を変えて繰り返し述べられていた（芸術を鑑賞するとは、鑑賞者が自分の心の中に作品を想像すること）という内容の帰結として導かれる内容。作品の「美」もまた、作品にはじめから内在しているのではなく、その作品を見る鑑賞者の心の中に立ち現れるものである。
- ×「鑑賞者が作品の価値を決める」は×
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素B「ゴッホ存命中に彼の絵を美しいと感じる鑑賞者はいなかった」…2点

- ・傍線部の説明となる要素。
- 「ゴッホが生きている間には腐ったような汚い絵と評されていた」
- 「同時代の人には理解されず、汚い作品と評価されていた」
- 「当時の人たちは駄作と受け取り汚いと感じていた」
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素C…文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問三

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素E参照

基準 配点5点

- 模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。
- A 1点 B 1点 C 2点

肝要なのは、実際に作品を創るかどうかにかかわらず、作品を味わうことで価値の

D 1点

創造に積極的に参加し、創造の喜びを経験することだということ。

■採点方法…各要素単独採点

■要素A「肝要なのは」…1点

- ・傍線部の「くが問題です」の言い換え。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素B「実際に作品を創るかどうかにかかわらず」…1点

- ・傍線部の「そういう絶対的な創造の意志」の説明①。
- ・13～14段落の内容を抽象化する。
- 「芸術作品を残したりカテゴリーにとらわれたりするのではなく」
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素C「作品を味わうことで価値の創造に積極的に参加し」…2点

- ・傍線部の「そういう絶対的な創造の意志」の説明②。
- ・12段落「味わうということとは、じつは価値を創造することそのもの」及び「味わうことによって創造に参加する」に対応する要素。
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素D「創造の喜びを経験することだ」…1点

- ・傍線部の「感動」の説明。
- ・12段落の「(味わうことによる価値の)創造の喜び」及び13段落の「もつと積極的に、自信をもって創るという感動、それをたしかめること」に対応する要素。

- 「創る喜びを感じる」
- 「作品を積極的に味わい、感動することが価値の創造をもたらす」
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。

■要素E…文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。

問四

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素C参照

基準 配点5点

- 模範解答例 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。
- A 2点
- B 3点

鑑賞とは生活に生きがいをあふれさせる創造行為ともいえ、そのことで人はこれまでとは違う自分自身を創りだしているということ。

■採点方法…各要素単独採点

- 要素A 「鑑賞とは生活に生きがいをあふれさせる創造行為ともいえ」…2点
- ・15～17段落の内容をまとめ、傍線部の根拠（なぜ「あなたは、あなた自身を創造している」といえるのか）を説明する要素。
- ・「鑑賞とは自分の精神に無限の広がり」と豊かないろどりを持たせるりっぱな創造であり」など、ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。
- △「作品にふれて自分自身の精神に広がり」と豊かないろどりを持たせることで」1点。
- △「鑑賞＝創造」というニュアンスがない場合、△1点

- 要素B 「そのことで人はこれまでとは違う自分自身を創りだしている」…3点
- ・傍線部自体の説明に当たる要素。
- ・傍線部直前の「その瞬間から、あなたの見る世界は、色、形を変える。生活が生きていとなり、今まで見ることのなかった、今まで知ることでもなかった姿を発見するでしょう」に対応する要素。
- 「今まで知ることのなかった自分自身の精神の確立」
- △「自分自身の人間形成を行なっている」1点
- ・ほぼ同等の説明内容であると判断できる場合は広く加点してよい。
- ・「これまでとは違う自分の創造」といったニュアンスがない場合、△1点。

■要素C…文末表現は「……こと。」という形が原則。不適切な文末表現と判断される場合は1点減点。